

議案第 5 号

美唄市営温水プール条例施行規則の一部改正の件

美唄市営温水プール条例施行規則の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 1 月 26 日提出

美唄市教育委員会

教育長 石塚 信彦

美唄市営温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

美唄市営温水プール条例施行規則(昭和 46 年教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条の表中

「

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条見出し	使用料	利用料金
第 4 条第 1 項	条例第 7 条	条例第 8 条の 2 第 5 項
	使用料	利用料金
第 4 条第 2 項	使用料	利用料金
	教育委員会	指定管理者
第 4 条第 3 項	教育委員会	指定管理者
	使用料	利用料金
	使用料減免承認書	利用料金減免承認書
第 4 条の 2 見出し	使用料	利用料金
第 4 条の 2 第 1 項	条例第 8 条	条例第 8 条の 2 第 6 項ただし書
	使用者	利用者
	使用料	利用料金
第 4 条の 2 第 2 項	使用料	利用料金
	教育委員会	指定管理者
第 4 条の 3 見出し	使用者	利用者
第 4 条の 3 第 1 項	使用者	利用者
	教育委員会	指定管理者

第 4 条の 3 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用者	利用者

を  
「

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条 見出し	使用の承認	利用の許可
第 2 条 第 1 項	使用しようとする者	利用しようとする者
	使用日	利用日
	教育委員会	指定管理者
	美唄市営温水プール使用承認申請書(別記様式第 1 号)	美唄市営温水プール利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)
	承認	許可
第 2 条 第 2 項	個人使用	個人利用
	使用当日	利用当日
第 3 条 見出し	使用承認書の交付等	利用決定書の交付等
第 3 条 第 1 項	教育委員会	指定管理者
	使用を承認	利用を許可
	美唄市営温水プール使用承認書(別記様式第 2 号。以下「使用承認書」という。)	美唄市営温水プール利用許可書(指定管理者が定めるもの。以下「利用許可書」という。)
第 3 条 第 2 項	個人使用	個人利用
	個人使用券	個人利用券
第 3 条 第 3 項	使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)	利用の許可を受けた者(以下、「利用者」という。)
	使用	利用
	使用承認書	利用許可書
	個人使用券	個人利用券
第 3 条 第 4 項	使用者	利用者
	使用承認	利用許可
	使用承認書	利用許可書
	教育委員会	指定管理者
	承認	許可
第 4 条 第 1 項	団体が使用	団体が利用
第 4 条 第 2 項	使用	利用
第 5 条 見出し	使用料の減免	利用料金の減免

第 5 条 第 1 項	条例第 7 条	条例第 8 条の 2 第 5 項
	使用料	利用料金
	使用	利用
	その他教育委員会が特に必要と認めたととき。	その他指定管理者が特に必要と認めたととき。
第 5 条 第 2 項	使用料の減免	利用料金の減免
	美唄市営温水プール使用料減免申請書(別記様式第 3 号)	美唄市営温水プール利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)
第 5 条 第 3 項	教育委員会	指定管理者
	使用料の減免	利用料金の減免
第 5 条 第 2 項	美唄市営温水プール使用料減免決定通知書(別記様式第 4 号)	美唄市営温水プール使用料減塩決定通知書(指定管理者が定めるもの)
	使用料の還付	利用料金の還付
第 5 条 第 2 項 第 1 項	条例第 8 条	条例第 8 条の 2 第 6 項ただし書
	使用料	利用料金
	使用者の責	利用者の責
	使用不能	利用不能
第 5 条 第 2 項	使用承認	利用許可
	使用料の還付	利用料金
第 5 条 第 2 項	美唄市営温水プール使用料還付申請書(別記様式第 5 号)	美唄市営温水プール利用料金還付申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 5 条 第 3 項 見出し	使用者の遵守事項	利用者の遵守事項
第 5 条 第 3 項 第 1 項	使用者	利用者
	教育委員会	指定管理者
第 5 条 第 3 項 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用者	利用者

に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条の 3 を第 5 条の 3 とする。

第 4 条の 2 第 2 項中「還付申請書」を「美唄市営温水プール使用料還付申請書(別記様式第 5 号)」に改め、同条を第 5 条の 2 とする。

第 4 条第 1 項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 社会福祉団体が行事に使用するとき。 5 割減額

第 4 条第 1 項中第 6 号から第 9 号までを削り、第 10 号を第 5 号とし、同条第 2 項本文を次のように改める。

使用料の減免を受けようとする者は、美唄市営温水プール使用料減免申請書(別記様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。

第 4 条第 2 項ただし書を削り、同条第 3 項を次のように改め、同条を第 5 条とする。

3 教育委員会は、使用料の減免の可否を決定したときは、美唄市営温水プール使用料減免決定通知書(別記様式第 4 号)を申請者に通知しなければならない。

第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条を削る。

第 1 条の次に次の 2 条を加える。

(使用の承認)

第 2 条 美唄市営温水プール(以下「温水プール」という。)を使用しようとする者は、使用日の 3 か月前から 1 週間までの間にあらかじめ教育委員会に美唄市営温水プール使用承認申請書(別記様式第 1 号)を提出し、承認を得なければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 個人使用については、前項の規定にかかわらず使用当日に申請することができる。

(使用承認書の交付等)

第 3 条 教育委員会は、前条第 1 項の使用を承認するときは、美唄市営温水プール使用承認書(別記様式第 2 号。以下「使用承認書」という。)を交付する。

2 個人使用については、個人使用券又は回数券により使用するものとする。

3 前 2 項の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という)は使用の際、使用承認書、個人使用券又は回数券を携帯し必要に応じて係員に提示しなければならない。

- 4 使用者が使用承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ使用承認書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

附則の次に様式として次の5様式を加える。

別記様式第1号(第2条関係)

美唄市営温水プール使用承認申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第2条関係)

美唄市営温水プール使用承認書

[別紙参照]

別記様式第3号(第5条関係)

美唄市営温水プール使用料減免申請書

[別紙参照]

別記様式第4号(第5条関係)

美唄市営温水プール使用料減免決定通知書

[別紙参照]

別記様式第5号(第5条関係)

美唄市営温水プール使用料還付申請書

[別紙参照]

附 則

この教育委員会規則は、令和8年4月1日から施行する。

美唄市営温水プール条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>(使用の承認)</p> <p><u>第 2 条 美唄市営温水プール(以下「温水プール」という。)を使用しようとする者は、使用日の 3 か月前から 1 週間までの間にあらかじめ教育委員会に美唄市営温水プール使用承認申請書(別記様式第 1 号)を提出し、承認を得なければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>2 個人使用については、前項の規定にかかわらず使用当日に申請することができる。</u></p> <p>(使用承認書の交付等)</p> <p><u>第 3 条 教育委員会は、前条第 1 項の使用を承認するときは、美唄市営温水プール使用承認書(別記様式第 2 号。以下「使用承認書」という。)を交付する。</u></p> <p><u>2 個人使用については、個人使用券又は回数券により使用するものとする。</u></p> <p><u>3 前 2 項の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という)は使用の際、使用承認書、個人使用券又は回数券を携帯し必要に応じて係員に提示しなければならない。</u></p> <p><u>4 使用者が使用承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ使用承認書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(引率責任者及び付添人)</p> <p><u>第 4 条 (略)</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第 5 条 条例第 7 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>本則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(団体使用の申込み)</p> <p><u>第 2 条 20 名以上の団体が使用しようとするときは、使用しようとする 3 日前までに管理者に申し込まなければならない。</u></p> <p>(引率責任者及び付添人)</p> <p><u>第 3 条 (略)</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第 4 条 条例第 7 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 市内の幼稚園および小中学校の教育活動に使用するとき。 免除</u></p> <p><u>(4) 市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用するとき。 免除</u></p>

(3) (略)

(4) 社会福祉団体が行事に使用するとき。 5 割減額

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(5) (略)

2 使用料の減免を受けようとする者は、美唄市営温水プール使用料減免申請書(別記様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、使用料の減免の可否を決定したときは、美唄市営温水プール使用料減免決定通知書(別記様式第 4 号)を申請者に通知しなければならない。

(使用料の還付)

第 5 条の 2 (略)

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、美唄市営温水プール使用料還付申請書(別記様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 5 条の 3 (略)

(指定管理者に関する読替規定)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条見出し	使用の承認	利用の許可
第 2 条第 2 項	使用しようとする者	利用しようとする者

(5) (略)

(新設)

(6) 就学前の者又は本市に居住する心身障がい(児)者の付添人。 免除

(7) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳(1 級から 4 級までの者)の交付を受けている者が使用するとき。 5 割減額

(8) 療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている者が使用するとき。 5 割減額

(9) 精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。 5 割減額

(10) (略)

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用の申請の際に減免申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前項第 4 号から第 7 号の規定に該当する者については障害者手帳等を入場の際提示することにより申請に代えることができる。

3 教育委員会は、使用料の減免を承認したとき(前項ただし書の場合を除く。)は、使用料減免承認書を交付するものとする。

(使用料の還付)

第 4 条の 2 (略)

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 4 条の 3 (略)

(指定管理者に関する読替規定)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条見出し	使用料	利用料金
第 4 条第 1 項	条例第 7 条	条例第 8 条の 2 第 5 項
	使用料	利用料金

1 項	使用日	利用日	第 4 条第 2 項	使用料	利用料金
	教育委員会	指定管理者		教育委員会	指定管理者
	美唄市営温水プール使用承認申請書(別記様式第 1 号)	美唄市営温水プール利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)	第 4 条第 3 項	教育委員会	指定管理者
	承認	許可		使用料	利用料金
第 2 条第 2 項	個人使用	個人利用		使用料減免承認書	利用料金減免承認書
	使用当日	利用当日	第 4 条の 2 見出し	使用料	利用料金
第 3 条見出し	使用承認書の交付等	利用決定書の交付等	第 4 条の 2 第 1 項	条例第 8 条	条例第 8 条の 2 第 6 項ただし書
第 3 条第 1 項	教育委員会	指定管理者		使用者	利用者
	使用を承認	利用を許可		使用料	利用料金
	美唄市営温水プール使用承認書(別記様式第 2 号。以下「使用承認書」という。)	美唄市営温水プール利用許可書(指定管理者が定めるもの。以下「利用許可書」という。)	第 4 条の 2 第 2 項	教育委員会	指定管理者
第 3 条第 2 項	個人使用	個人利用	第 4 条の 3 見出し	使用者	利用者
	個人使用券	個人利用券	第 4 条の 3 第 1 項	教育委員会	指定管理者
第 3 条第 3 項	使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)	利用の許可を受けた者(以下、「利用者」という。)	第 4 条の 3 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用	利用		使用者	利用者
	使用承認書	利用許可書			
	個人使用券	個人利用券			
第 3 条第 4 項	使用者	利用者			
	使用承認	利用許可			
	使用承認書	利用許可書			
	教育委員会	指定管理者			
	承認	許可			
第 4 条第 1 項	団体が使用	団体が利用			
第 4 条第 2 項	使用	利用			
第 5 条見出し	使用料の減免	利用料金の減免			
第 5 条第 1 項	条例第 7 条	条例第 8 条の 2 第 5 項			
	使用料	利用料金			
	使用	利用			
	その他教育委員会が特に必要と認めるとき。	その他指定管理者が特に必要と認めるとき。			

第5条第2項	使用料の減免 美唄市営温水プール使用料減免申請書(別記様式第3号) 教育委員会	利用料金の減免 美唄市営温水プール利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの) 指定管理者	
第5条第3項	教育委員会 使用料の減免 美唄市営温水プール使用料減免決定通知書(別記様式第4号)	指定管理者 利用料金の減免 美唄市営温水プール使用料減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)	
第5条の2見出し	使用料の還付	利用料金の還付	
第5条の2第1項	条例第8条 使用料 使用者の責 使用不能 使用承認	条例第8条の2第6項ただし書 利用料金 利用者の責 利用不能 利用許可	
第5条の2第2項	使用料の還付 美唄市営温水プール使用料還付申請書(別記様式第5号) 教育委員会	利用料金 美唄市営温水プール利用料金還付申請書(指定管理者が定めるもの) 指定管理者	
第5条の3見出し	使用者の遵守事項	利用者の遵守事項	
第5条の3第1項	使用者 教育委員会	利用者 指定管理者	
第5条の3第2項	教育委員会 使用者	指定管理者 利用者	
(雑則) 第7条 (略)		(雑則) 第6条 (略)	
別記様式第1号(第2条関係) 美唄市営温水プール使用承認申請書 [別紙参照]		(新設)	
別記様式第2号(第2条関係) 美唄市営温水プール使用承認書 [別紙参照]		(新設)	

<p><u>別記様式第3号(第5条関係)</u> 美唄市営温水プール使用料減免申請書 [別紙参照]</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>別記様式第4号(第5条関係)</u> 美唄市営温水プール使用料減免決定通知書 [別紙参照]</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>別記様式第5号(第5条関係)</u> 美唄市営温水プール使用料還付申請書 [別紙参照]</p>	<p>(新設)</p>

美唄市営温水プール条例施行規則

(昭和 46 年 11 月 10 日教育委員会規則第 1 号)

改正	昭和 47 年 10 月 11 日教育委員会規則第 2 号	昭和 53 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号
	昭和 57 年 3 月 16 日教育委員会規則第 9 号	昭和 57 年 5 月 29 日教育委員会規則第 16 号
	昭和 57 年 12 月 14 日教育委員会規則第 22 号	昭和 58 年 3 月 31 日教育委員会規則第 5 号
	平成元年 5 月 27 日教育委員会規則第 11 号	平成元年 10 月 13 日教育委員会規則第 14 号
	平成 3 年 8 月 6 日教育委員会規則第 10 号	平成 11 年 7 月 1 日教育委員会規則第 6 号
	平成 13 年 4 月 25 日教育委員会規則第 7 号	平成 16 年 1 月 22 日教育委員会規則第 3 号
	平成 18 年 3 月 28 日教育委員会規則第 5 号	平成 28 年 4 月 1 日教育委員会規則第 9 号
	平成 29 年 4 月 26 日教育委員会規則第 10 号	令和元年 6 月 21 日教育委員会規則第 13 号
	--年--月--日教育委員会規則第--号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美唄市営温水プール条例(昭和 46 年条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第 2 条 美唄市営温水プール(以下「温水プール」という。)を使用しようとする者は、使用日の 3 か月前から 1 週間までの間にあらかじめ教育委員会に美唄市営温水プール使用承認申請書(別記様式第 1 号)を提出し、承認を得なければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 個人使用については、前項の規定にかかわらず使用当日に申請することができる。

(使用承認書の交付等)

第 3 条 教育委員会は、前条第 1 項の使用を承認するときは、美唄市営温水プール使用承認書(別記様式第 2 号。以下「使用承認書」という。)を交付する。

2 個人使用については、個人使用券又は回数券により使用するものとする。

3 前2項の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という)は使用の際、使用承認書、個人使用券又は回数券を携帯し必要に応じて係員に提示しなければならない。

4 使用者が使用承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ使用承認書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(引率責任者及び付添人)

第4条 20名以上の団体が使用する場合は引率責任者を1名以上おこななければならない。

2 就学前の者が使用しようとするときは付添人をおこななければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り捨てる。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除

(2) 国又は道が主催する行事に使用するとき。 免除

(3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。 7割減額

(4) 社会福祉団体が行事に使用するとき。 5割減額

(5) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 免除又は減額

2 使用料の減免を受けようとする者は、美唄市営温水プール使用料減免申請書(別記様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、使用料の減免の可否を決定したときは、美唄市営温水プール使用料減免決定通知書(別記様式第4号)を申請者に通知しなければならない。

(使用料の還付)

第5条の2 条例第8条の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったとき。 使用料の全額

(2) 公益上又は施設の管理運営上やむを得ない理由が生じ使用承認を取り消したとき。 使用料の全額

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、美唄市営温水プール使用料還付申請書(別記様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 5 条の 3 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
- (2) 許可なく温水プール(敷地を含む。以下本条において同じ。)内で広告宣伝物等の掲示、配布又は看板、立札等の設置をしないこと。
- (3) 許可なく温水プール内で物品の配布、販売又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせないこと。
- (4) 定員を超えて入場させないこと。
- (5) 建物、設備及び備付物件を毀損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出ること。
- (6) 許可なく画像及び映像の撮影を行わないこと。
- (7) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。

2 教育委員会が必要と認めたときは使用者は、会場責任者及び整理員を置き、入場者の整理を適切に行わなければならない。

(指定管理者に関する読替規定)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条 見出し	使用の承認	利用の許可
第 2 条 第 1 項	使用しようとする者	利用しようとする者
	使用日	利用日
	教育委員会	指定管理者
	美唄市営温水プール使用承認申請書(別記様式第 1 号)	美唄市営温水プール利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)
	承認	許可
第 2 条 第 2 項	個人使用	個人利用
	使用当日	利用当日
第 3 条 見出し	使用承認書の交付等	利用決定書の交付等
第 3 条 第 1 項	教育委員会	指定管理者
	使用を承認	利用を許可
	美唄市営温水プール使用承認書(別記様式第 2 号。以下「使用承認書」という。)	美唄市営温水プール利用許可書(指定管理者が定めるもの。以下「利用許可書」という。)
第 3 条	個人使用	個人利用

第 2 項	個人使用券	個人利用券
第 3 条 第 3 項	使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)	利用の許可を受けた者(以下、「利用者」という。)
	使用	利用
	使用承認書	利用許可書
	個人使用券	個人利用券
第 3 条 第 4 項	使用者	利用者
	使用承認	利用許可
	使用承認書	利用許可書
	教育委員会	指定管理者
	承認	許可
第 4 条 第 1 項	団体が使用	団体が利用
第 4 条 第 2 項	使用	利用
第 5 条 見出し	使用料の減免	利用料金の減免
第 5 条 第 1 項	条例第 7 条	条例第 8 条の 2 第 5 項
	使用料	利用料金
	使用	利用
	その他教育委員会が特に必要と認めたととき。	その他指定管理者が特に必要と認めたととき。
第 5 条 第 2 項	使用料の減免	利用料金の減免
	美唄市営温水プール使用料減免申請書(別記様式第 3 号)	美唄市営温水プール利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 5 条 第 3 項	教育委員会	指定管理者
	使用料の減免	利用料金の減免
	美唄市営温水プール使用料減免決定通知書(別記様式第 4 号)	美唄市営温水プール使用料減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)
第 5 条 の 2 見 出し	使用料の還付	利用料金の還付
第 5 条 の 2 第 1 項	条例第 8 条	条例第 8 条の 2 第 6 項ただし書
	使用料	利用料金
	使用者の責	利用者の責
	使用不能	利用不能
	使用承認	利用許可
第 5 条 の 2 第 2 項	使用料の還付	利用料金
	美唄市営温水プール使用料還付申請書(別記様式第 5 号)	美唄市営温水プール利用料金還付申請書(指定管理者が定めるもの)

	教育委員会	指定管理者
第 5 条 の 3 見 出し	使用者の遵守事項	利用者の遵守事項
第 5 条 の 3 第 1 項	使用者	利用者
	教育委員会	指定管理者
第 5 条 の 3 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用者	利用者

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 美唄市教育委員会公印規則(昭和 34 年教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和 47 年 10 月 11 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 16 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 5 月 29 日教育委員会規則第 16 号)

この規則は、昭和 57 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 12 月 14 日教育委員会規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 31 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 5 月 27 日教育委員会規則第 11 号)

この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 10 月 13 日教育委員会規則第 14 号)  
この規則は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 8 月 6 日教育委員会規則第 10 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 7 月 1 日教育委員会規則第 6 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 25 日教育委員会規則第 7 号)  
この規則は、平成 13 年 4 月 29 日から施行する。

附 則(平成 16 年 1 月 22 日教育委員会規則第 3 号)  
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日教育委員会規則第 5 号)  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日教育委員会規則第 9 号)  
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 26 日教育委員会規則第 10 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 21 日教育委員会規則第 13 号)  
この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(--年--月--日教育委員会規則第--号)  
この教育委員会規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

美唄市営温水プール使用承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 2 条関係)

美唄市営温水プール使用承認書

[別紙参照]

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

美唄市営温水プール使用料減免申請書

[別紙参照]

別記様式第 4 号 (第 5 条関係)

美唄市営温水プール使用料減免決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

美唄市営温水プール使用料還付申請書

[別紙参照]